

---

# 海中ごみ等の処理に関する指針

平成 25 年 3 月

---

---

# 海中ごみ等の処理に関する指針

## 目次

はじめに .....	1
第1章 総則 .....	2
1.1 目的 .....	2
1.2 適用範囲 .....	2
第2章 基本的事項 .....	3
2.1 関係法制度等 .....	3
2.2 全国的な処理実態の概要 .....	3
2.3 回収物の質や量の把握 .....	6
2.4 当該自治体の処理体制の把握 .....	8
第3章 適切な処理システムの構築 .....	9
3.1 処理主体 .....	9
3.2 分別保管 .....	10
3.3 収集運搬 .....	11
3.4 処分等 .....	13
3.5 費用負担等 .....	14
3.6 関係機関との連携 .....	16
3.7 留意事項 .....	17
おわりに .....	19
参考資料 全国の特徴的な事例等の紹介 .....	20

(連絡先) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 黒木 代表：03-3581-3351 (内 6845) 直通：03-5501-3154 E-mail: <a href="mailto:hairi-haitai@env.go.jp">hairi-haitai@env.go.jp</a>
--

---

## 海中ごみ等の処理に関する指針

はじめに

- 近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる生態系を含めた環境・景観の悪化等が深刻化している。また、漂着ごみや海中ごみ等による漁業への被害も発生している。
- 海岸漂着物については、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が平成 21 年 7 月 15 日公布・施行され、法律の趣旨に則り各種施策が講じられてきているところである。
- 一方、海中ごみ等（海底に堆積したごみ、海中を漂っているごみ、海面を漂流しているごみ）については、既に陸に流れ着いている漂着ごみと性質が異なることに加え、海という特殊性から量的・質的にも実態の解明が難しい。
- このような中で、一部の地域において、漁業関係者や NPO 等の民間団体が中心となって回収や分別保管を行い、市町村等により、収集運搬、処分等が進められている事例がある。
- 本指針は、海中ごみ等の全国の処理実態や現行の法制度を踏まえ、今後、海中ごみ等の対策に取り組もうとする市町村、漁業関係者、NPO 等の民間団体等の参考となるよう、海中ごみ等を陸上で廃棄物として処理するに当たっての必要な対応や留意事項等についてとりまとめたものである。

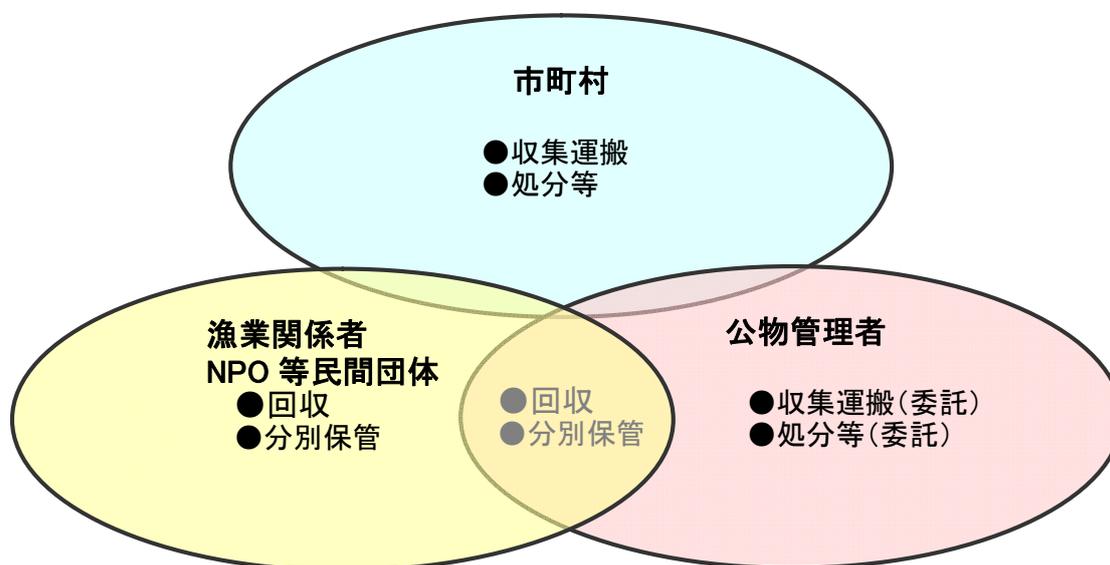


図 1.1 一般的な海中ごみ等の処理の現状

## 第1章 総則

### 1.1 目的

本指針は、今後、海中ごみ等の対策に取り組もうとする市町村、漁業関係者、NPO等の民間団体等の参考となるよう、海中ごみ等を廃棄物として陸上で処理するに当たっての必要な対応や留意事項等についてとりまとめたものである。

#### 【解説】

- 近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる生態系を含めた環境・景観の悪化等が深刻化している。また、漂着ごみや海中ごみ等による漁業への被害も発生している。
- 海岸漂着物については、「海岸漂着物処理推進法」により各種施策が講じられてきているところであるが、海中ごみ等は、一部の地域において、漁業関係者やNPO等の民間団体が中心となって回収が行われ、市町村等により、分別保管、収集運搬、処分等が進められてきている。
- 海中ごみ等を陸上で廃棄物として処理する場合、廃棄物及び清掃に関する法律（昭和45年第137号）に基づき適正に処理される必要がある。
- 本指針は、海中ごみ等の全国の処理実態を踏まえ、今後、海中ごみ等の対策に取り組もうとする市町村、漁業関係者、NPO等の民間団体等の参考となるよう、海中ごみ等を廃棄物として陸上で処理するに当たっての必要な対応や留意事項等について指針としてとりまとめたものである。

### 1.2 適用範囲

本指針は、海中ごみ等について、漁業関係者やNPO等の民間団体が清掃・回収した後の陸上における分別保管から、収集運搬、処分等に至るまでの処理システム全般を適用範囲とする。

#### 【解説】

- 本指針は、海底に堆積したごみ、海中を漂っているごみ、海面を漂流しているごみの総称である「海中ごみ等」について、漁業関係者、NPO等の民間団体が清掃・回収した後の陸上における分別保管、収集運搬、処分等（再生利用や焼却等の中間処理も含む）に至るまでの処理システム全般を適用範囲とする。
- 本指針は、関係法制度等、全国的な処理実態の概要、回収物の質や量の把握、当該市町村の処理体制の把握、適切な処理システムの構築で構成されており、処理主体、分別保管、収集運搬、処分等に関する必要な対応や留意事項等についてとりまとめたものである。
- また、本指針の「第3章 適切な処理システムの構築」においては、関係する主体を「漁業関係者・民間団体等（漁業者、NPO、企業等）」と「市町村」に分けて、それぞれに関連する内容や留意事項を示している。
- なお、本指針において対象とする海域の範囲は、原則として領海内までとする。

#### 【海中ごみ等の定義】

本指針では、「海底に堆積したごみ（海底ごみ）」、「海中を漂っているごみ（海中ごみ）」及び「海面を漂流しているごみ（漂流ごみ）」を総称して、「海中ごみ等」と定義している。

なお、本指針では、塩分の有無の違いはあるが、湖底に堆積したごみ及び湖面を漂流しているごみ（湖沼ごみ）の処理に当たっての参考となるよう、あわせて事例等の紹介を行っている。

## 第2章 基本的事項

### 2.1 関係法制度等

陸上における海中ごみ等の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」や「漁業系廃棄物処理ガイドライン（平成 3 年 12 月 26 日環境省）」等の関係法制度やガイドライン等を参考とする。

#### 【解説】

○ 海中ごみ等の処理に当たっては、表 2.1 に示す関係法制度やガイドラインを参考とする。

表2.1 関係法制度やガイドライン

名称	概要
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	廃棄物の排出を抑制し、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の定義、国民、事業者、国、地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定めたものである。
漁業系廃棄物処理ガイドライン (平成3年12月26日環境省)	漁業系廃棄物を適正に処理するために必要な一連の分別保管、収集運搬、自己処理、委託処理及び再生利用の手順等に関する方策等を示したものである。
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号)	海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的としたものである。

### 2.2 全国的な処理実態の概要

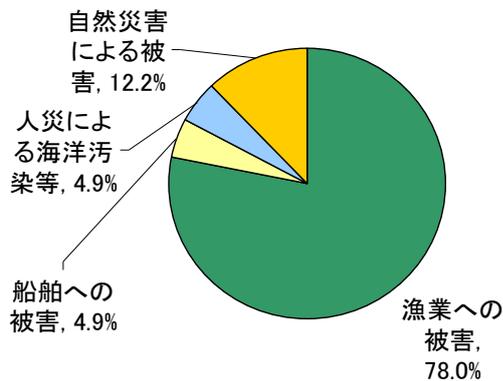
全国的な海中ごみ等の処理実態としては、地域により必ずしも処理システムが構築されていないことから、回収されていない場合もあると想定されるものの、関係機関へのアンケート調査結果によると、漁業関係者が回収し、漁業協同組合の敷地内で分別保管され、その後市町村により収集運搬、処分等が行われる場合が多くなっている。

なお、これらの一連の処分等に係る費用は、国、都道府県の補助事業又は市町村の単独事業により実施されている場合が多くなっている。

#### 【解説】

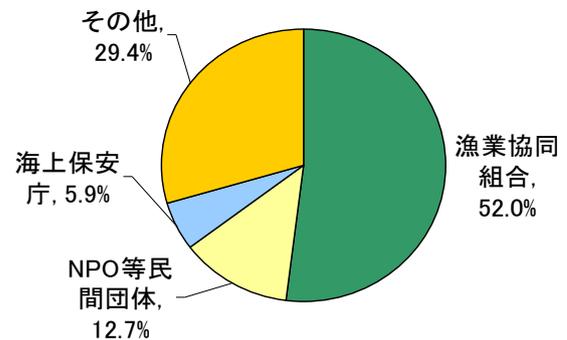
○ 平成 21 年度に実施した都道府県、市町村、NPO 等民間団体、漁業協同組合連合会への海中ごみ等の処理実態等に関するアンケート調査より、以下の結果が把握できている(図 2.1 参照)。ただし、アンケート調査では、事業として実施されている活動と日常的に漁業関係者等により、実施されている活動が明確に区別されていないことから、特に、日常的な活動における詳細な処理実態は、結果に反映されていない可能性がある。

- I 海中ごみ等は漁業への被害が多い。
- II 海中ごみ等を回収しているのは漁業関係者（操業による回収）が多い。また、NPO等民間団体においても回収が行われている。
- III 陸に揚げられた海中ごみ等は、漁業協同組合の敷地に保管されることが多い。また、その他として、港湾施設内や漁港等が多く挙がっており、漁業協同組合を含む港湾内の敷地が大半を占めている。
- IV 陸に揚げられた海中ごみ等は、市町村の分別区分に合わせて分別されることが多い。一方で、分別されないことも少なくない。
- V 陸に揚げられた海中ごみ等は、市町村による収集運搬が多い。また、持込による収集運搬も多くなっている。
- VI 海中ごみ等を処分等するのは市町村の処理施設が多い。
- VII 処分等された海中ごみ等の種類は、生活系ごみや流木・草木類が多い。
- VIII 処理費用は、全額市町村が負担することが多い。なお、処理費用が徴収されていることもある。
- IX 海中ごみ等の対策事業は、国や都道府県、市町村の補助事業等を活用している場合が多くなっている。



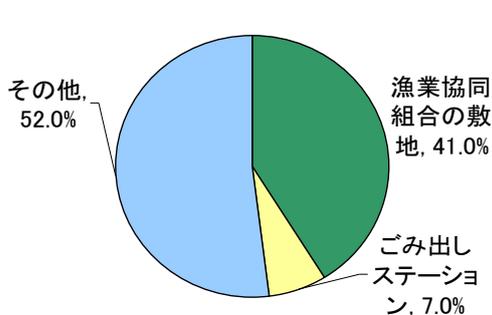
(総回答数: 59 市町村)

【 I 被害状況】



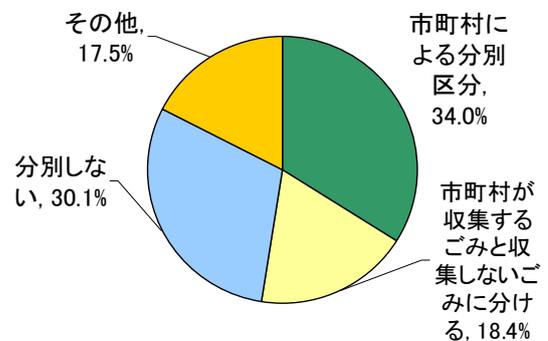
(総回答数: 103 市町村)

【 II 回収主体】



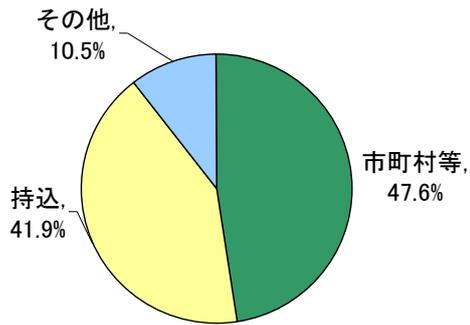
(総回答数: 103 市町村)

【 III 保管場所】



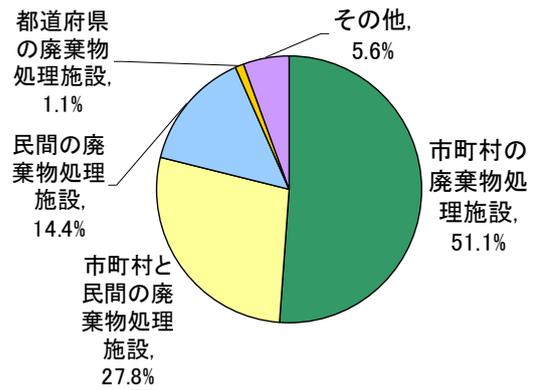
(総回答数: 103 漁業協同組合)

【 IV 分別方法】



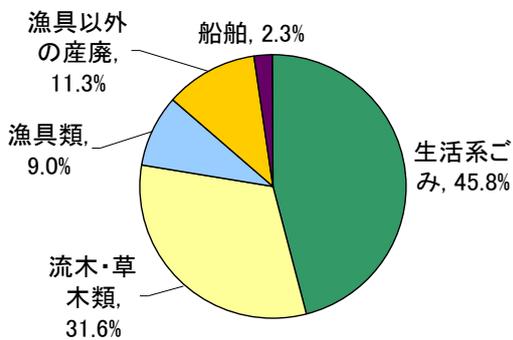
(総回答数:103 市町村)

【V 収集運搬】



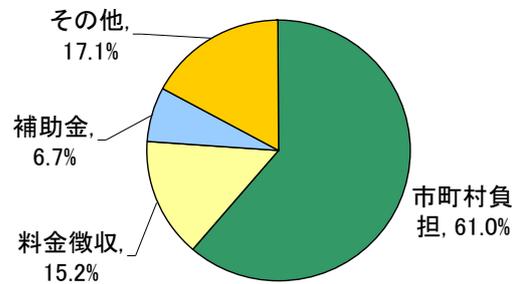
(総回答数:66 市町村)

【VI 処分等】



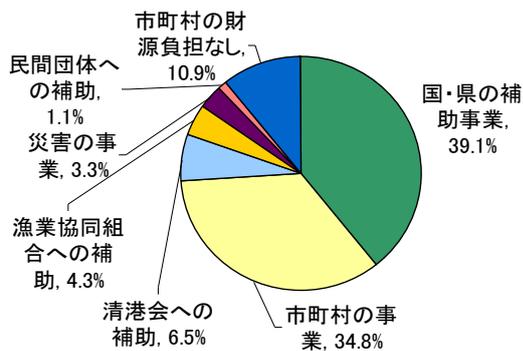
(総回答数:103 市町村)

【VII 処分等された海中ごみ等の種類】



(総回答数:105 市町村)

【VIII 処理費用】



(総回答数:66 市町村)

【IX 対策事業における補助金等】

図 2.1 アンケート調査による海中ごみ等の処理実態

## 2.3 回収物の質や量

陸に揚げられた海中ごみ等の処理を市町村に依頼、地域の経年的なデータとして蓄積等、清掃・回収した海中ごみ等の回収物の質や量を把握する場合には、その目的に応じて必要な品目や個数、重量等を設定して計測することが望ましい。

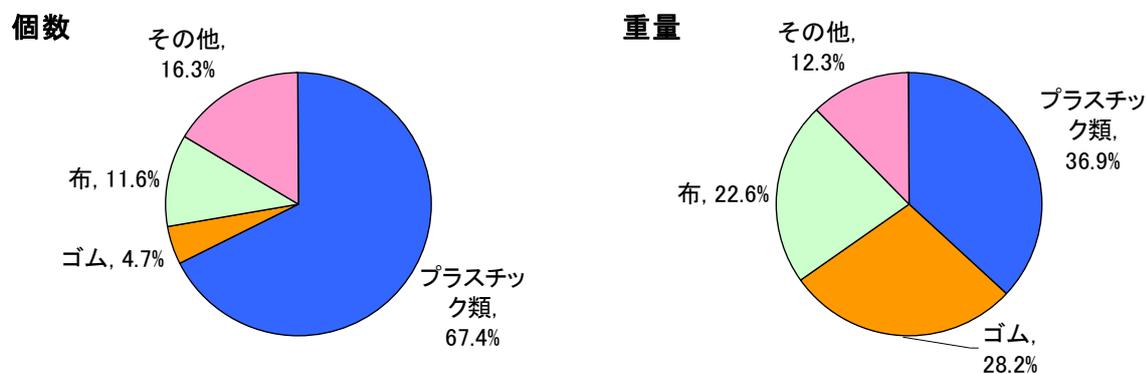
なお、全国的に回収されている海中ごみ等の特徴として、海底ごみ及び漂流ごみともにプラスチック類が多い傾向がある。

### 【解説】

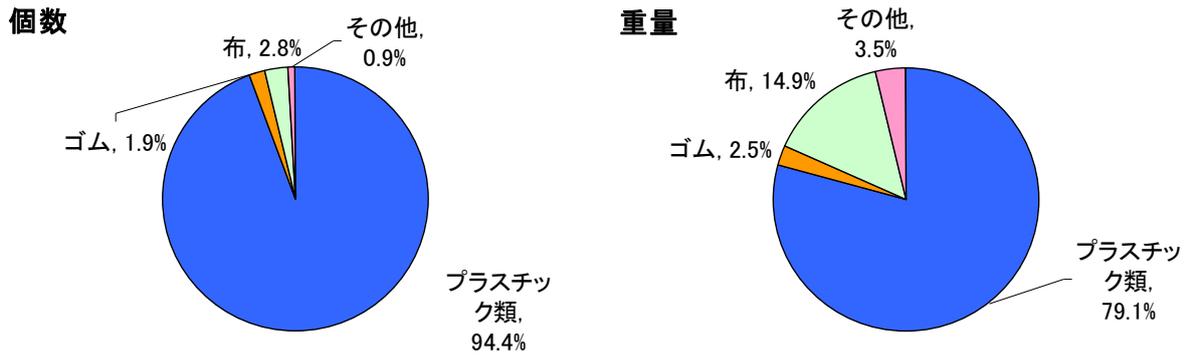
- 清掃・回収した海中ごみ等の回収物の質や量を把握する場合、市町村に処理を依頼、地域のデータとして蓄積等、その目的に応じて必要な品目や個数、重量等を設定して計測・記録することが望ましい。
- 量が多い場合等は、代表的な試料をサンプリングし、ごみ組成調査を行い、品目ごとに湿重量、容量を計測・記録する方法がある。
- 平成22年度に行った回収された海中ごみ等の組成調査では、横浜市漁業協同組合、水島清港会（岡山県倉敷市）、簗島漁業協同組合（福岡県行橋市）、安芸津漁業協同組合（広島県東広島市）の4地点でサンプリングによる調査を実施している。この調査では、プラスチック類、ゴム等の分類（大分類）により、個数及び重量を計測している。

### (1) 海底ごみの特徴

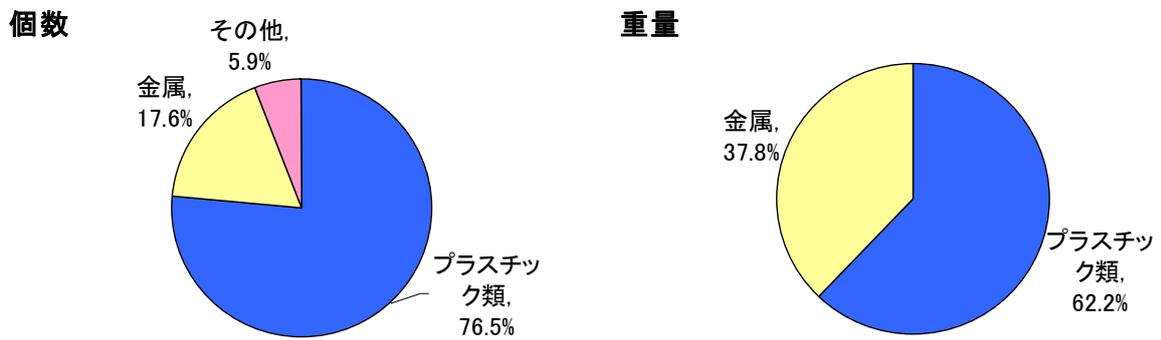
- 個数、重量ともに、プラスチック類が大部分を占める（図2.2参照）。



【横浜市漁業協同組合】



【**簗島漁業協同組合**】

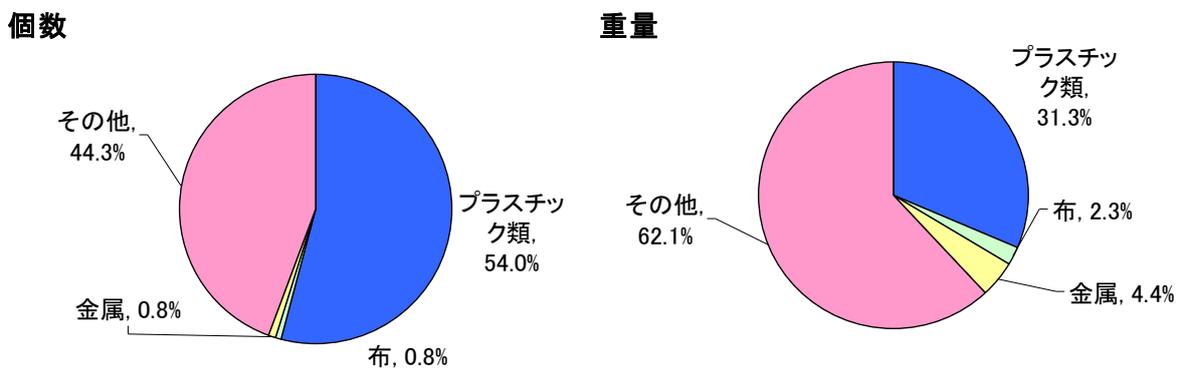


【**安芸津漁業協同組合**】

図 2.2 ごみ組成調査結果

(2) 漂流ごみの特徴

- 個数、重量ともに、プラスチック類が最も多い。また、海底ごみと比較して発泡スチロールや紙類も多い傾向がある。その他として多くあがっているのは、自然由来の木や植物等である(図2.3参照)。



【**水島清港会**】

図 2.3 ごみ組成調査結果

## 2.4 当該市町村の処理体制の把握

清掃・回収した海中ごみ等の適切な処理のためには、当該市町村における一般廃棄物等の処理体制を把握しておくことが望ましい。

一般的には、一般廃棄物は可燃系ごみ、不燃系ごみ、資源、粗大ごみに大別され、可燃系ごみは焼却施設、不燃系ごみ、資源及び粗大ごみはリサイクル又は粗大ごみ処理施設に持ち込まれ、焼却処理又は再資源化され、最終的に焼却残さや破碎不燃物が最終処分場で埋立処分される場合が多い。

### 【解説】

#### (1) 当該市町村における一般廃棄物等の処理体制の把握方法

- 当該市町村における一般廃棄物の処理体制は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、ごみ処理体制、分別排出の種類（家庭系、事業系、可燃系ごみ、不燃系ごみ、資源、粗大ごみ等）、廃棄物処理施設の種類（焼却施設、リサイクル、粗大ごみ処理施設、最終処分場等）、施設規模等を把握する。
- 処理体制は、当該市町村単独の場合と周辺市町村と一部事務組合等を構成して広域処理を行っている場合があるため、留意が必要である。
- 問い合わせや相談等の窓口は、当該市町村の環境部局（廃棄物対策課、生活環境課、清掃課等）に設置されている場合が多い。

#### (2) 一般的な処理体制例

- 一般的な処理体制例を図2.4に示す。
- 家庭系及び事業系の一般廃棄物は、可燃系ごみ、不燃系ごみ、資源、粗大ごみに大別される。可燃系ごみは焼却施設、不燃系ごみ、資源及び粗大ごみはリサイクル又は粗大ごみ処理施設にそれぞれ持ち込まれ、焼却処理又は再資源化される。焼却残さや破碎不燃物は最終処分場で埋立処分される場合が多い。

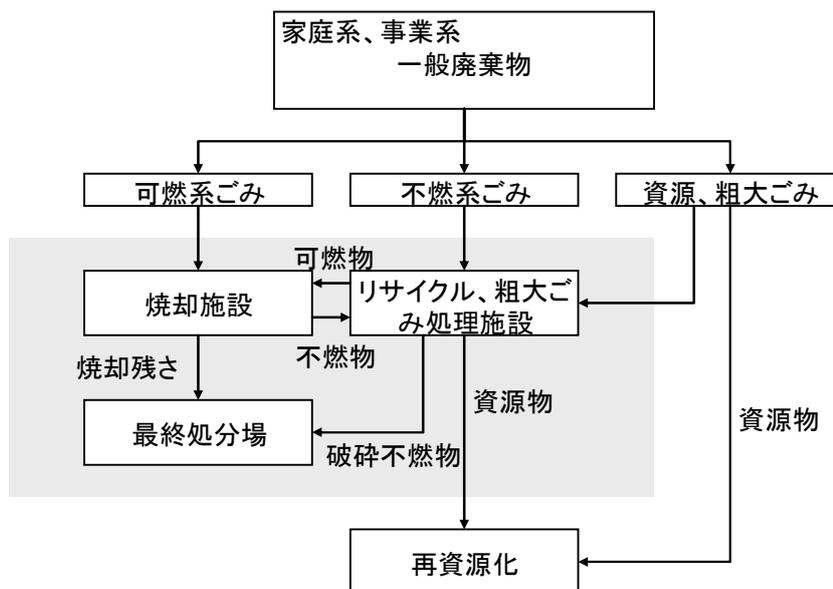


図 2.4 一般的な処理体制例

### 第3章 適切な処理システムの構築

#### 3.1 処理主体

漁業関係者や NPO 等の民間団体が清掃・回収した海中ごみ等については、適切に分別保管、収集運搬、処分等される必要がある。漁業関係者や NPO 等の民間団体等は、当該市町村等の関係機関との連携を念頭に置きつつ、各段階における処理主体を明確にし、処理体制を構築する必要がある。

#### 【解説】

- 海中ごみ等の回収後の処理システムフロー例を図3.1に示す。
- 海底ごみは、一般的に沿岸部を対象にしており、漁業関係者の作業時の持ち帰り、漁場の環境保全を目的とした事業、NPO等の民間団体主催によるイベント等で回収している事例が多い。
- 一方、漂流ごみは、一般的に港湾区域内を対象にしており、港湾管理者、利用者等が組織する任意団体等が定期的に回収している例が多い。
- 湖沼ごみは、湖沼内を対象にしており、漁業関係者やボランティア団体等が湖底や湖面のごみを回収している事例が多い。
- 回収した海中ごみ等は、分別保管、収集運搬後、市町村の一般廃棄物処理施設や民間の廃棄物処理施設で処分等を行うことになる。
- 市町村の一般廃棄物処理施設の処理能力や体制等では対応することができない場合もあることから、事前に関係機関と調整を図りながら処理体制について構築する必要がある。
- 民間団体等が事業委託等により、当該民間団体等の事業として海中ごみ等を回収する場合は、事業活動に伴って生じた廃棄物に相当し、その種類によっては、産業廃棄物となり、排出事業者として、民間の廃棄物処理業者に処分等を依頼することが一般的である。
- ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、市町村は、産業廃棄物の処理もその事務として行うことができるとされている（同法第11条第2項）。
- このようなことから、市町村は海中ごみ等の発生原因等を考慮し、処理の可否について検討することが必要である。

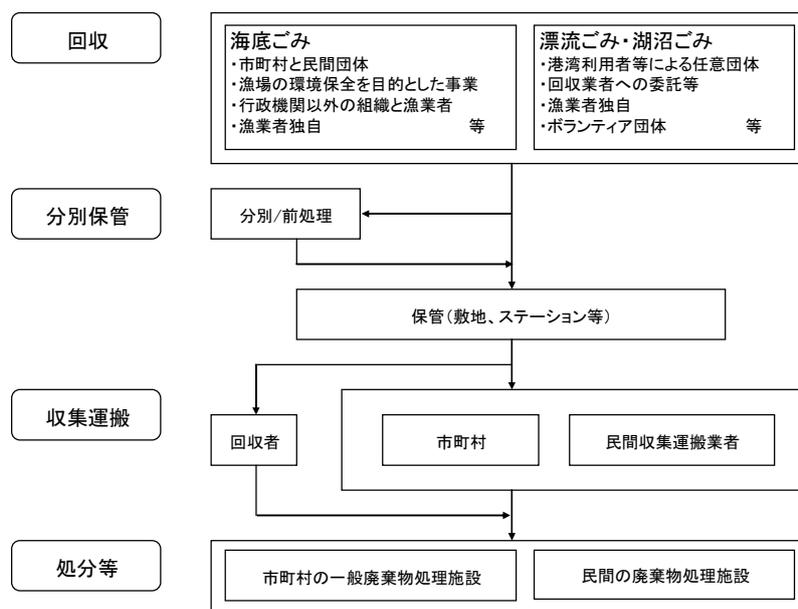


図3.1 海中ごみ等の回収後の処理システムフロー例

---

## 3.2 分別保管

海中ごみ等を当該市町村で処分等を行う場合は、市町村のごみの分別区分に応じた分別を行う必要があるため、回収者は事前に当該市町村の分別区分等を確認する必要がある。

### 【解説】

(1) 当該市町村の一般廃棄物処理施設で処分等を行う場合

#### ◆ 漁業関係者・民間団体等向け

- 海中ごみ等を当該市町村の一般廃棄物処理施設で処分等を行う場合は、市町村のごみの分別区分に応じた分別を行う必要があることから、回収者は事前に以下の分別の内容等を市町村の環境部局に確認する必要がある。
  - ・必要な分別の内容
  - ・受入可能なごみの種類、大きさ等の受け入れ条件
  - ・処理困難物の内容及び回収した場合の対処方法
- ビン、缶、ペットボトル等を市町村の分別区分で分別する場合、海中ごみ等の特徴（塩分を多く含む等）から指定された分別を行っても、リサイクルできない場合がある。したがって、回収したごみを事前に市町村担当者に確認してもらう必要がある。
- 流木等の大型の廃棄物等については、一般廃棄物処理施設での受入に際し、規定の寸法以下に裁断する等の前処理が必要な場合もある。

#### ◆ 市町村（環境部局）向け

- 漁業関係者やNPOの民間団体等は、廃棄物に関する法律や制度等に必ずしも十分に把握していない場合が多いため、問合せに対してわかりやすく、適切な回答を心がける必要がある。

(2) 危険物等の取り扱い

#### ◆ 漁業関係者・民間団体等向け

- 海中ごみ等の回収の際に危険物が回収された場合、被害にあう危険性もあることから、回収や持ち帰りに当たっての対処方法を事前に検討する必要がある。

#### ◆ 市町村（環境部局）向け

- 海中ごみ等の中には、使用済みの注射器やガスボンベ等の危険物も確認されていることから、一般廃棄物処理施設で処理できるものか、事前に確認等を行う必要がある。

(3) 保管場所の確保と管理

#### ◆ 共通

- 保管場所は、以下の要件を満たす必要がある。
  - ・回収及び収集運搬の頻度を考慮して、必要な面積や容量が確保できること。
  - ・回収したごみを乾燥できる構造であること。
  - ・集積したごみを搬出しやすい場所、構造であること。
  - ・他のごみが混入しにくい場所を選択すること。
  - ・清掃しやすい施設であること。
- また、保管施設を設置する場合は、土地管理者の使用許可を事前に取る必要がある。漁港やその周辺の土地管理者は、都道府県や市町村、漁業協同組合であることが多い。

特徴的な事例 清掃活動記録のための分別（（財）日本釣振興会）

- ・（財）日本釣振興会による湖沼ごみ、海底ごみ回収では、清掃活動の記録として、約 30 種類別の個数データを毎回測定している。
- ・回収した湖沼ごみ、海底ごみは、当該市町村に受け入れてもらう場合がほとんどであるが、市町村に受け入れてもらう場合の分別区分にも、清掃活動記録用の分別で概ね対応できている。



回収したごみの分別状況

特徴的な事例 回収船をそのまま利用した分別保管（水島清港会（倉敷市））

- ・水島清港会による漂流ごみ回収では、回収船により水島港及び児島港の港湾区域内の漂流ごみを回収している。
- ・回収した漂流ごみは、回収船上で分別し、そのまま一時的に保管している。



回収したごみの保管状況

特徴的な事例 行政及び漁業関係者等の共同負担による保管施設の設置（倉敷市）

- ・倉敷市では、水島港沖合において漁業関係者が引き揚げた海底ごみのうち、可燃ごみ以外は空き地の適当な場所に集積していたが、その周りに不法投棄が頻発していた。
- ・そのため、平成 20 年度に県（1/2）、市（1/4）、地元（1/4）が費用を共同負担して、海底ごみステーションを設置した。
- ・海底ごみステーションには、扉も付設していることから、不法投棄が減ってきている。



海底ごみステーション

### 3.3 収集運搬

海中ごみ等の収集運搬に当たっては、回収者が直接処理施設に搬入することを検討した上で、実施困難な場合は、当該市町村に一般廃棄物の収集運搬にあわせて実施してもらう方法や、民間の収集運搬業者に依頼して実施してもらう方法を検討する必要がある。

【解説】

◆ 漁業関係者・民間団体等向け

○ 海中ごみ等の収集運搬に当たっては、以下の方法を検討する。

- ・まずは、回収者が、直接処理施設に搬入するための体制構築を検討する。

- ・ 処理施設への直接搬入が不可能な場合、当該市町村による一般廃棄物の収集運搬にあわせて引き取ってもらうことを相談する。
  - ・ 当該市町村による収集運搬にあわせた引き取りが不可能な場合、当該市町村の許可業者、もしくは民間の収集運搬業者に料金を支払って引き取ってもらうことを依頼する。
- 市町村では、収集運搬を民間の廃棄物処理業者に委託している場合があり、契約上の問題で直ちに引き取りに応じられない可能性がある。この場合は、例えば、以下の内容を市町村に相談することも有効となる可能性がある。
- ・ ボランティアとして回収した際のごみの扱いについて相談する。
  - ・ 水産部局の水産振興等を目的とした資金助成等の活用について相談する。
- 収集運搬の頻度は、保管場所・施設において、回収したごみが搬入できない状況为避免するため、適切な回数等を設定し、計画的に実施できるように留意する。
- 廃棄物処理施設に搬入する際は、受入側（廃棄物処理施設）の担当者が理解・判断しやすいように、あらかじめ分別したごみごとにトラックを分ける、または、トラック内で混ざらないようにする等の配慮をすることにより確認が円滑に進む。
- ◆ 市町村（環境部局、水産部局）向け
- 海中ごみ等の回収者が、直接処理施設に搬入できない場合もあることから、一般廃棄物の収集運搬にあわせて引き取ることを優先的に検討するとともに、難しい場合は、許可業者を紹介する等、可能な限り支援することが望ましい。

#### 特徴的な事例

#### 民間の廃棄物処理業者の活用（（財）横浜港埠頭公社<sup>注1)</sup>）

- ・ （財）横浜港埠頭公社<sup>注1)</sup>による海底ごみ回収では、ある程度回収したごみが溜まってきた段階で、漁業協同組合から引き取りの依頼の連絡を横浜港埠頭公社<sup>注1)</sup>にすることになっている。
- ・ 連絡を受けた横浜港埠頭公社<sup>注1)</sup>が、民間の廃棄物処理業者を手配して、収集運搬、処分等を実施してもらっている（年3回程度）。
- ・ なお、マニフェストは漁業協同組合が発行している。



処理業者引き取りの状況

#### 特徴的な事例

#### トラッククレーン及び運搬用トラックを手配した陸揚げ、収集運搬（水島清港会（倉敷市））

- ・ 水島清港会による漂流ごみ回収では、回収船上に分別保管しているごみが、ある程度溜まった段階で、トラッククレーン及び運搬用のトラックをレンタルで手配して、陸揚げ、収集運搬を行っている。

注1) 本指針中に掲載した事例等は、平成24年3月までの調査結果によるものであり、調査時点以降に団体の状況や取り組み内容等が変わっている場合がある。

例) 財団法人横浜港埠頭公社は、平成24年4月解散し、横浜港埠頭株式会社が横浜港における業務を承継。

特徴的な事例 行政による収集運搬、処分等への協力(安芸津漁業協同組合(東広島市))

- ・ 安芸津漁業協同組合による海底ごみ回収では、漁業関係者が漁業操業時に回収した海底ごみを可燃物と不燃物に分別して保管し、近くの市のステーションに収集指定日に出している。
- ・ 市のステーションに出された海底ごみは、家庭系のごみと同様に、市の収集車で収集してもらい、そのまま市で処分等してもらっている。



ごみ排出ステーション

### 3.4 処分等

海中ごみ等の処分等に当たっては、当該市町村の一般廃棄物処理施設での受け入れの可否を検討するため、市町村の環境部局と事前に受け入れ条件や処理困難物の内容等を含めた調整を行う必要がある。

受け入れる市町村においては、所有する施設での処分等が難しい場合、広域的な視点も踏まえた調整を関係機関と図ることが望ましい。

#### 【解説】

##### ◆ 漁業関係者・民間団体等向け

- 海中ごみ等の回収活動の実施前に、当該市町村の一般廃棄物処理施設で処分等の可否について市町村の環境部局（廃棄物対策課、生活環境課、清掃課等）に相談することが必要である。
- 市町村の一般廃棄物処理施設では、施設の処理能力等により、大量の海中ごみ等の受け入れが困難な場合や、処理できない廃棄物があることから、受け入れ条件や処理困難物の内容等を事前に確認し、調整することが必要である。
- 市町村の一般廃棄物処理施設が受け入れられない場合は、民間の廃棄物処理業者に処理を委託し、適正に処理を行うことが必要である。
- 実際に処理施設に回収したごみを持ち込む際は、事前に市町村に指定されている処理困難物等が、搬入する予定のごみに混入していないかを再度確認した上で、搬入するよう留意する。

##### ◆ 市町村（環境部局）向け

- ごみを受け入れる市町村においては、所有する一般廃棄物処理施設の能力を超過する場合には、量を分けながら時間をかけて搬入することや、周辺市町村の環境部局をはじめとする関係機関等との調整により、周辺の一般廃棄物処理施設での受け入れ可否等の広域的な視点も踏まえた調整を図ることが望ましい。

特徴的な事例 行政によるボランティア袋の配布及び収集運搬、処分等への協力  
(箕島漁業競合組合 (行橋市))

- ・ 箕島漁業競合組合による海底ごみ回収では、ボランティア清掃活動で収集したごみや漁業関係者が回収した海底ごみに対して、行橋市が無料配布している指定のボランティア袋を必要枚数提供してもらい、可燃物と不燃物に分けて、漁港内に保管している。
- ・ 漁港内に保管している海底ごみは、市に年3回程度回収、処分等してもらっている。処理費用は市の負担である。

特徴的な事例 行政による処分等への協力及び民間の廃棄物処理業者の活用  
(水島清港会 (倉敷市))

- ・ 水島清港会による漂流ごみ回収では、金属、家電等以外のごみは、事業系一般廃棄物として倉敷市水島清掃工場で焼却処理してもらっている。
- ・ また、倉敷市水島清掃工場で焼却できないごみは、民間の廃棄物処理業者に依頼して処分等している。



水島清掃工場

特徴的な事例 漁業協同組合を通じた行政への処分等に対する協力依頼  
( (財) 日本釣振興会 )

- ・ (財) 日本釣振興会による湖沼ごみ、海底ごみ回収では、ごみ陸揚げ後の収集運搬、処分等に関しては、基本的に当該市町村に対応してもらえる場合がほとんどである。
- ・ 清掃活動を実施する際に、漁業協同組合を通して実施に向けた協議を進めているが、協議が合意すると、漁業協同組合から市町村に対して収集運搬や処分等への対応を調整してもらえる場合が多い。
- ・ なお、1回の清掃活動で回収する湖底・海底ごみは、100～500kg程度であり、市町村の一般廃棄物処理施設で処理してもらう上で、問題になったことはない。

### 3.5 費用負担等

海中ごみ等の処理の費用負担については、原因者（不法投棄等を行った住民、漁業関係者等）及び回収処理により便益を享受する受益者（漁業関係者、海面・港湾利用者等）のほかに、企業、国及び都道府県、市町村等の関係機関において、役割分担の1つとして定める必要がある。

【解説】

◆ 共通

- 海中ごみ等の処理を円滑に進める上では、分別保管、収集運搬、処分等に係る費用について、負担の仕方・割合等を調整することが必要である。
- 現状の処分等については、市町村の一般廃棄物処理施設で受け入れている場合が多く、海中ごみ等の量や質的な観点から一般の家庭系ごみとあわせた処分等ができる可能性があることから、まずは市町村での処分等の実施を検討することが望ましい。
- 民間団体等が産業廃棄物として民間の廃棄物処理業者に処分等を依頼する場合、処理費用が

発生するので留意する。

- 海中ごみ等の特殊性や海中ごみ等を処理することによる公益性等の観点から、国、都道府県、市町村の補助事業等（例えば、水産庁の「漁場機能維持管理事業」等）を活用しながら取り組んでいる場合が多く、原因者や回収等処理により便益を享受する受益者等の関係機関が相互に連携を図りながら、処理面や費用面を含めた適切な役割分担のもと、推進していくことが必要である。
- また、横浜市の事例にもあるように、基金の運用益を活用して事業を実施する方法や、(財)日本釣振興会や水島清港会の事例にもあるように、会員企業等による会費や出資を元手に事業を実施する方法等もあることから、都道府県、市町村や民間団体等の関係機関が、それぞれに工夫を凝らして、資金を確保するための仕組みの構築を検討する必要がある。
- なお、環境省においては、平成22年度から漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業を循環型社会形成推進交付金のメニューに追加する等、市町村が設置する廃棄物処理施設の整備に対する財政的支援を行っている。

特徴的な事例 行政による基金の運用益を活用した事業の実施（(財)横浜港埠頭公社<sup>注1</sup>）

- ・ (財)横浜港埠頭公社<sup>注1</sup>による海底ごみ回収では、横浜市からの出えん金により設置された横浜港環境整備基金（10億円）の運用益（1,500万円）により回収、処分等の事業を実施している。運用益の用途は、海底ごみの回収、処分等（260万円）のほか、稚魚の放流や調査研究にも使用されている。
- ・ なお、漁業関係者が操業時に回収して持ち帰ったごみは、海底清掃業務委託費として、可燃・不燃ごみ1,900円/袋、粗大ごみ1,650円/袋で(財)横浜港埠頭公社<sup>注1</sup>が支払う仕組みとなっている。

特徴的な事例 会員企業等による会費や出資を元手にした事業の実施  
（(財)日本釣振興会）

- ・ (財)日本釣振興会による湖沼ごみ、海底ごみ回収では、平成23年度の清掃活動全体の事業費は、約1,900万円であった。
- ・ 平成22年度以前は、会費のみで年間1,000万円程度の事業費を確保していたが、平成23年度は(社)日本釣用品工業会からの12,00万円程度の委託も受けている。
- ・ 毎年30回から50回程度の清掃活動を全国で実施しているが、現在までに収集運搬及び処分等を市町村に負担してもらえなかったことは、1例のみであり、その際は自己負担により収集運搬及び処分等を行った。

特徴的な事例 会員企業等による会費、行政からの補助金等を活用した事業の実施  
（水島清港会（倉敷市））

- ・ 水島清港会による漂流ごみの回収では、平成23年度の海上清掃作業全体（陸上清掃作業含む）の事業費は、約2,040万円であり、水島地区企業188社からの会費、岡山県からの委託金、倉敷市からの補助金を活用している。

### 3.6 関係機関との連携

海中ごみ等について、漁業関係者や NPO 等の民間団体が清掃・回収した後の陸上における円滑な処理を実現するため、分別保管、収集運搬、処分等の各段階に応じて、国、都道府県、市町村、民間団体及び漁業関係者が、適切な役割分担のもとで、相互に連携・協力を図っていくことが望ましい。

#### 【解説】

#### ◆ 共通

- 海中ごみ等について、分別保管、収集運搬、処分等の各段階に応じて、国、都道府県、市町村、民間団体及び漁業関係者が、適切な役割分担のもとで、相互に連携・協力を図っていくことが必要である。
- 行政が清掃・回収事業として予算を設けて事業を実施する場合、漁業関係者やNPO等の民間団体が自主的に回収・清掃活動を実施する場合等、地域ごとにさまざまな背景や経緯等が存在することから、関係機関による十分な調整・協議を踏まえ、連携・協力の仕組みづくりを行うことが望ましい。
- 倉敷市の事例にもあるように、都道府県、市町村及び関連企業等で協議会を立ち上げて、役割分担や費用負担等の活動方法を協議し、必要に応じて内容を見直しながら運用する方法もある。

#### 特徴的な事例 長年に渡る継続的な漁業関係者の協力（(財) 横浜港埠頭公社<sup>注1)</sup>）

- ・ (財) 横浜港埠頭公社<sup>注1)</sup> による海底ごみの回収活動は、漁業関係者が操業時に底引網に入ったもの（プラスチック類を中心とした生活系ごみ等）を持ち帰っているもので、20年以上継続的に続いている活動である。
- ・ 漁業協同組合（柴支所）では、現在 52 隻の底引船のうち、約 30 隻が海底ごみの持ち帰りに協力している。

#### 特徴的な事例 行政からの回収船提供（貸出）による支援（水島清港会（倉敷市））

- ・ 水島清港会による漂流ごみ回収では、岡山県所有の油回収兼海面清掃船「せいこう」を無償で借用し、作業を実施している。
- ・ 水島港及び児島港の港湾区域内約 35km<sup>2</sup> の水域を対象にしており、年間 90～100 回程度回収活動を実施している。



油回収兼海面清掃船「せいこう」

#### 特徴的な事例 行政と関連企業等による協議会設立（倉敷市）

- ・ 倉敷市では、海底ごみが底引網漁業等に与える影響が問題視されていたことから、水島港湾区域にプライベートバースを設置（または、公共バースを利用）している岡山県、倉敷市、18 企業及び 3 漁業協同組合による「水島港事故等対策協議会」を平成 4 年度に立ち上げ、海底ごみの処分事業を実施している。
- ・ 事務局は、倉敷市が担当しており、岡山県、漁業協同組合、庁内での協議を進めながら、必要に応じて役割分担を見直してきた。

---

### 3.7 留意事項

海中ごみ等の処理に当たって留意すべき事項として、塩分を含んだ廃棄物の取り扱い、悪臭・害虫対策、有害物質等の取り扱いがあげられる。

#### 【解説】

##### (1) 塩分を含んだ廃棄物の取り扱い

#### ◆ 漁業関係者・民間団体等向け

- 廃棄物に含まれる高い塩分は、焼却施設の腐食の原因となるほか、木質チップの利用用途の制限等につながる事が考えられることから、海を長期間漂流している木材等、塩分が多量に含まれているものは、分別保管の段階において、必要に応じて降雨等にさらし、塩抜き等の措置を検討する必要がある。

##### (2) 悪臭・害虫対策

#### ◆ 共通

- 長期間海水に浸かっていた海中ごみ等は、その種類や性状により、砂、泥等の付着又は腐蝕等で悪臭や害虫の発生源となるものがあることから、分別保管場所等は、周辺的生活環境に影響を与えないよう、必要に応じて悪臭や害虫への対策を講じる必要がある。

---

(3) 有害物質等の取り扱い

◆ 漁業関係者・民間団体等向け

- 海中ごみ等は、例えば、PCBが含まれたトランス等の電気機器、農薬等の薬品の入ったもの等の有害な物質が含まれているものがあるとともに、使用済み注射器やガスボンベ、信号弾等の危険物が混入している場合もあることから、その取扱いに十分注意し、安全確保に努める。

◆ 市町村（環境部局）向け

- 有害な物質等を回収した後、陸上で廃棄物として処分等する際は、その廃棄物の種類等に応じた適正な処理が必要である。

(4) リサイクル

◆ 漁業関係者・民間団体等向け

- 碇等の大型海底ごみは、鉄スクラップとして売却できる場合があることや、鉄管等も、中に詰まった土砂等を排除すればスクラップとして売却できる場合もあることから、鉄くず等については、可能な限りリサイクルルートに乗せられるように検討することが望ましい。

---

## おわりに

- 海中ごみ等について、漁業関係者やNPO等の民間団体が中心となって回収や分別保管を行い、市町村等が処理している地域がみられているところである。
- 陸上に引き揚げられた海中ごみ等については、そのまま放置された場合、生活環境上の支障が生じることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づいて、適正に処理される必要がある。
- そこで、本指針は、今後、海中ごみ等の対策を取り組もうとする市町村、漁業関係者、NPO等の民間団体等の参考となるように、既に取り組みを実施している全国の特徴的な事例を紹介しながら、陸上で廃棄物として処理するに当たっての必要な対応や留意事項等を中心にとりまとめたものである。
- 海中ごみ等については、各種調査が行われ、その実態が把握されるつつあるところであるが、抜本的な海中ごみ等の対策を今後講じていくためには、廃棄物の処理といった視点だけではなく、海洋環境の保全、水産業の振興等の視点も考慮した上で、回収から処理に至るまでの適切なシステムを構築するとともに、海にごみを投棄・流出させないための発生抑制対策を推進していく必要がある。

参考資料 全国の特徴的な事例等の紹介

事例1

活動主体	水島清港会（岡山県倉敷市） 「海上清掃作業」
地域	水島港（水島地区、玉島地区）及び児島港の港湾区域（35km <sup>2</sup> ）
対象	漂流ごみ
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水島港をきれいに保つことを目的として、岡山県主導のもと、昭和 51 年に清港会が設立され、現在に至るまで 30 年以上継続的に海上清掃作業が実施されている。</li> <li>・ 漂流ごみの回収は、岡山県所有の油回収兼海面清掃船「せいこう」を無償で借用し、作業を実施している。作業は、年間 90～100 回程度実施している。</li> <li>・ 回収したごみは、回収船上で分別し、そのまま一時的に保管している。</li> <li>・ 回収したごみが、ある程度溜まった段階で、トラッククレーン及び運搬用のトラックをレンタルで手配して、陸揚げ、運搬している。</li> <li>・ 金属、家電等以外のごみは、事業系一般廃棄物として倉敷市水島清掃工場で焼却処理してもらっている。</li> <li>・ また、倉敷市水島清掃工場で焼却できないごみについては、民間の廃棄物処理業者に依頼して処分等をしてもらっている。</li> <li>・ 平成 23 年度の海上清掃作業全体（陸上清掃作業含む）の事業費は、約 2,040 万円であり、水島地区企業 188 社からの会費、岡山県からの委託金、倉敷市からの補助金を活用している。</li> </ul>
	 
	【活動の状況等】

事例2

活動主体	(財) 日本釣振興会 「湖底・海底清掃」
地域	全国の湖沼、港湾
対象	湖沼ごみ、海底ごみ
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集運搬、処分等に関しては、基本的に当該市町村で対応してもらえる場合がほとんどである。</li> <li>・ 一回の清掃活動で回収する湖底・海底ごみは、100～500kg 程度であり、当該市町村の一般廃棄物処理施設で処分等してもらう上で、問題になったことはない。また、種類別のデータを毎回測定していることから、当該市町村の分別区分にも概ね対応できている。</li> <li>・ 清掃活動を実施する際に、漁業協同組合を通して実施に向けた協議を進めているが、協議が合意すると、漁業協同組合から当該市町村に対して収集運搬や処分等への対応を調整してもらえる場合が多い。</li> <li>・ 毎年全国各地で 30～50 回程度の清掃活動を実施しているが、現在までに市町村に収集運搬、処分等を実施してもらえなかったのは、1 例のみである。</li> <li>・ 平成 23 年度の清掃活動全体の事業費は、約 1,900 万円（会費等）である。</li> <li>・ 当該市町村には、全面的に協力してもらえる場合が多い。収集運搬、処分等の負担のほか、回収活動への人的支援や道具・重機等の支援をってもらう場合もある。</li> </ul>
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;">     </div> <p style="text-align: center;">【活動の状況等】</p>	

事例3

活動主体	(財) 横浜港埠頭公社 <sup>注1)</sup> 「環境整備基金事業」
地域	横浜港
対象	海底ごみ
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海底ごみの回収活動は、漁業関係者が操業時に底引網に入ったもの（プラスチック類を中心とした生活系ごみ等）を持ち帰っているもので、20年以上継続的に続いている活動である。</li> <li>・ 漁業協同組合（柴支所）では、現在 52 隻の底引船のうち、約 30 隻が海底ごみの持ち帰りに協力している。</li> <li>・ 回収したごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分別している。</li> <li>・ 保管は、漁業協同組合の敷地内の一角を使用している。ある程度回収したごみが溜まってきた段階で、漁業協同組合から横浜港埠頭公社<sup>注1)</sup> に連絡が入り、横浜港埠頭公社<sup>注1)</sup> が民間の廃棄物処理業者を手配して、収集運搬、処分等を実施してもらっている（年 3 回程度）。</li> <li>・ 横浜市からの出えん金により設置された横浜港環境整備基金（10 億円）の運用益（1,500 万円）により回収、処分等を実施している。運用益の用途は、海底ごみの回収、処分等（260 万円）のほか、稚魚の放流や調査研究にも使用されている。</li> <li>・ なお、漁業関係者が操業時に回収して持ち帰ったごみは、海底清掃業務委託費として、可燃・不燃ごみ 1,900 円/袋、粗大ごみ 1,650 円/袋で公社が支払う仕組みとなっている。</li> </ul>
	
	【保管状況及び処理業者引き取りの状況】

事例4

活動主体	倉敷市 「漁場クリーンアップ作戦（平成9年度開始）」 「海底ごみ処分事業（平成18年度開始）」 「海底投棄物引揚事業及び漁業対策事業（平成4年度）」
地域	水島港沖合
対象	海底ごみ
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「漁場クリーンアップ作戦」は、海の日制定にちなんで、漁業協同組合主導で開始された事業である。</li> <li>・ 「海底ごみ処分事業」及び「海底投棄物引揚事業及び漁業対策事業」は、海底ごみが底引網漁業等に与える影響が問題視されていたことから、水島港湾区域にプライベートバースを設置（または、公共バースを利用）している岡山県、倉敷市、18企業及び3漁業協同組合による「水島港事故等対策協議会」が平成4年度に立ち上げられ、同事業が開始された。</li> <li>・ 水島港事故等対策協議会の事務局は、倉敷市が担当しており、岡山県、漁業協同組合、庁内での協議を進めながら、必要に応じて役割分担を見直してきた。</li> <li>・ 3事業ともに、倉敷市が民間廃棄物収集運搬業者に依頼して、倉敷市の一般廃棄物処理施設で処分等を実施している。なお、収集運搬は水産部局、処分等は環境部局と庁内でも役割分担を行っている。</li> <li>・ 水島港沖合において漁業関係者が引き揚げた海底ごみのうち、可燃ごみ以外は空き地の適当な場所に集積していたが、その周りに不法投棄が頻発したことから、平成20年度に県（1/2）、市（1/4）、地元（1/4）が費用を共同負担して、海底ごみステーションを設置した。</li> <li>・ 水島港事故等対策協議会における岡山県、倉敷市及び企業等の費用負担は、関係機関の協議により設立当初から概ね1:1:1程度に設定している。</li> </ul>
	 <p>【保管場所及び処理業者引き取りの状況】</p>